

楽曲ビデオグラム使用申請書

貴社管理の音楽著作物を下記の媒体に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。(★＝必須項目)

年 月 日

株式会社全音楽譜出版社

Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288

Mail: copyright@zen-on.co.jp

担当: 出版部 C&R課

★申請者名:			
★住所:	〒		
Tel:		Fax:	
ご担当者名:			
Email:			

★楽曲名:

★作曲者名:

★使用時間:

★製品名:

製品番号:

★製造数: 本/個

★種別: ビデオ DVD Blu-ray その他(_____)

★定価: 円(税抜き)

★総再生時間: 分

★発売日: 年 月 日

★使用音源: 新録 ・ 既存原盤(アーティスト名、CD 番号等:_____)

★利用形態: INST ・ VOCAL ・ 替歌/訳詞 ・ アレンジ

★インタラクティブ配信の有無: あり ・ なし

★頒布方法: 一般市販 ・ その他(_____)

頒布地: 日本国内のみ(海外での販売不可)

★継続利用: なし(今回新規申請) あり(今回が追加製造__回目)

希望交渉額: 円

希望回答期限: 年 月 日

以上

楽曲ビデオグラム使用申請書<※記入例>

貴社管理の音楽著作物を下記の媒体に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。(★=必須項目)

2024 年 4 月 1 日

株式会社全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
Mail: copyright@zen-on.co.jp
担当: 出版部 C&R課

・ご担当者名は弊社担当者と実際にご連絡になる方を指します。申請者名と同じ方であれば、空欄で結構です。

★申請者名:	ゼンオンピクチャーズ株式会社		
★住所:	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel:	03-1234-5678	Fax:	03-1234-5678
ご担当者名:	全音 楽太郎		
Email:	zenon1931@video.com		

★楽曲名: 剣の舞

★作曲者名: アラム・ハチャトゥリアン

★使用時間: 3分10秒

★製品名: クラシックフェスタ in TOKYO DOME 秋公演

製品番号: ZENON 1931

★製造数: 2000 本/個

★種別: ビデオ DVD Blu-ray その他()

★定価: 3,000 円(税抜き)

★総再生時間: 180 分

★発売日: 2024 年 11 月 1 日

★使用音源: 新録 ・ 既存原盤(アーティスト名、CD 番号等: 落合フィルハーモニー交響楽団)

★利用形態: INST ・ VOCAL ・ 替歌/訳詞 ・ アレンジ

★インタラクティブ配信の有無: あり ・ なし

★頒布方法: 一般市販 ・ その他()

・配信ありの場合、別途お手続きをお願いすることがあります

頒布地: 日本国内のみ(海外での販売不可)

★継続利用: なし(今回新規申請) あり(今回が追加製造____回目)

希望交渉額: 20,000 円

希望回答期限: 2024 年 5 月 15 日

以上

許諾条項（ビデオグラム録音）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）が映像媒体への録音使用に係る著作権を管理する著作物（以下「本著作物」とします）を本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が本申請書記載の媒体（以下「本媒体」とします）に録音使用し頒布することに関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対しビデオグラム使用承認書（以下「承認書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 承認書の交付日において、甲により信託を受けて本著作物の著作権管理を行う著作権等管理事業者（以下「丙」とします）が存在する場合、本許諾をもって、本著作物の乙による録音使用の基本使用料の金額が確定します。この場合、乙は本許諾の取得後、遅滞なく丙に対し別途使用申請を行ない、ビデオグラム録音使用について最終的な許諾を受けるものとします。丙による許諾の成立後、乙は丙の許諾条項に従うべきものとします。
3. 甲は、許諾書を発行する前に、乙に対して著作権使用料の金額を提示するものとします。甲による許諾書の発行前までであれば、乙は本申請を自由に取り消しとすることができるものとします。承認書発行後に、乙の都合による本申請の取り消しが発生した場合、甲は乙に対しキャンセル料を請求することができるものとします。
4. 本許諾には、以下の用途も含まれます。ただし、乙は丙に対する必要な申請を怠らないものとします。
 - 本媒体に本著作物の歌詞または楽譜を可視的に複製すること
5. 本許諾は、いかなる意味においても本著作物に係る権利の譲渡・移転を含むものではありません。
6. 本媒体の頒布地域は原則として日本国内に限定されます。乙が本媒体の輸出を希望する場合は、別途甲との協議を行うものとし、かつ、輸出先国の法令に従うものとします。
7. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に本著作物の録音使用を許諾することがあります。
8. 本許諾は本媒体に限り適用されます。また、本媒体の増製・再販については別途許諾が必要となります。
9. 乙は、本著作物を本申請書に記載された通りに使用しなければなりません。また、本著作物を著作者ならびに甲の意に反して変更・編曲・翻訳・部分的使用・その他改変を加えること・著作者の名誉声望を害する方法により本著作物を使用することは認められません。
10. 乙は、本媒体に以下の事項を表示しなければなりません（甲が表示を免除した場合を除く）。
 - (1) 本著作物の題名およびすべての著作者名
 - (2) 承認書に記載の著作権表示
11. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
12. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消すことができるものとします。この場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
13. 甲が取得した乙の個人情報、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
 - (1) 音楽出版事業における使用許諾業務
 - (2) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
 - (3) 著作権者に対する著作権使用料の分配業務
14. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
15. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
16. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。